主 被控訴人外務大臣Aに対する本件控訴を棄却する。

被控訴人国に対する本件訴を却下する。

控訴費用並びに控訴人と被控訴人国との間に生じた訴訟費用は控訴人の

控訴代理人は、「原判決を取消す。控訴人が昭和二七年九月一五日附でした、北京市で開催されるアジア大平洋地域平和会議参加のため中華人民共利国行き旅券発 給申請に対して、被控訴人外務大臣が昭和二七年九月一九日にした不許可処分(翌 〇口通知)はこれを取消す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の費担とす る。」との判決を求め、被控訴人外務大臣訴訟代理人は控訴棄却の判決を求めた。 当事者双方の事実上の主張並びに証拠の提出、援用、認否は、すべて原判決の事 実摘示と同一であるから、ここにこれを引用する。

なお控訴代理人は、昭和二八年一月二二日午前一○時の本件口頭弁論期日におい て、昭和二七年一一月一〇日附訴変更並びに被告変更の申立告に基き、「被控訴人 国は控訴人に対し金五万円及びこれに対する本申立書送達の翌日たる昭和二八年一 月一七日より完済に至るまで年五分の割合による金員を支払うべし。訴訟費用は被 控訴人国の負担とする。」との判決並びに仮執行の宣言を求め、その請求の原因と して、次のとおり述べた。

一、 控訴人は、被控訴人外務大臣に対しアジア大平洋地域平和会議参加のため 中華人民共和国行き旅券の発給を申請したところ、これに対し被控訴人外務大臣は 昭和二七年九月二〇日控訴人に対し右旅券発給申請不許可の通知をした。よつて控 訴人は右不許可処分の取消を求める本訴を提起したのであるが、右会議は昭和二七 年一〇月一三日閉会され、右不許可処分の取消があつても、会議に参加することは 不可能となり、これがため控訴人は甚大な精神的損害を受けるに至つた。右損害は 外務大臣が故意又は過失により控訴人に対する旅券発給を拒否した結果発生したも ので、外務大臣は国の公権力の行使に当る公務員であり、右損害はその職務を行う について控訴人に加えられた損害であるから、被控訴人国においてこれが賠償の責 があるのである。而して控訴人の蒙つた精神的損害は、これを金銭に見積れば、裕に一〇〇万円以上に上るのであるが、控訴人は右のうち取敢えず金五万円を本訴に おいて請求する。

控訴人は右請求の変更をした結果、被告たるべきものを外務大臣から被控 訴人国に変更せねばならなくなつたのであるが、右当事者の変更は民事訴訟法上当 然なし得るものである。けだし外務大臣を被告として旅券発給拒否処分の取消を求 める訴と、国に対し当該旅券発給拒否処分により生じた損害の賠償を求める訴と は、その請求の基礎を回じくするものであるから、前者を後者の請求に変更すると 同時に、その形式的当事者を変更し、国を被告としてもなんら不当はなく、むしろ訴訟経済に適合する所以であるから、右当事者の変更は民事訴訟法上許さるべきものである。仮に然らずとするも、行政事件訴訟特例法第七条の類推適用により不当事者の変更は許さるべきである。けだし、右特例法第三条は同法第二条の訴の被告 を処分行政庁と定めている。行政庁は国を代表して公法上の行為をなすものであ り、行為の主体は国であるから、その行為の取消又は変更を求める訴の被告は実質上も理論上も国であるべきである。ただ直接処分をした行政庁に形式的当事者能力を認め、これを被告として攻撃防禦の方法を尽くさせることが、裁判の迅速と適正を期するため適当であるという政策的考慮からできている制度といえよう。従って 特例法第六条は、第二条の訴にはその請求と関連する原状回復、損害賠償等関連請 求、すなわち通常の民事訴訟法上の訴を併合することを認め、審理の重複、裁判の 矛盾牴触を避け、同一行政処分に関する紛争を一挙に解決する方法を講じている。 右の諸点及び訴訟制度全般の目的を考えるときは特例法第七条は、本来出訴期間経 過についての救済措置として立法せられたものであつても、その解釈適用については、もはや単に立法の趣旨のみによることはできなく、請求の基礎に変更がない限り、実質的当事者の変更のない場合にも、拡張して解釈適用さるべきものである。 被控訴人国訴訟代理人は、「控訴人の被控訴人国に対する本件訴を却下する。訴

訟費用は控訴人の負担とする。」との判決を求め、その理由として、控訴人のなし た前記当事者の変更は民事訴訟法上できないばかりでなく、行政事件訴訟特例法第 七条に規定する場合にあてはまらないし、また同条を類進適用することも不当であ る。けだし、本件被告の変更は、訴を国家賠償請求の訴に変更し、その結果被告を 誤つたこととなることを理由とするものであるところ、右特例法第七条の規定が設

けられた理由は、行政処分の取消又は変更を求める訴にあつては、被告適格を有す る行政庁が特定されており、しかも出訴期間か制限されているので、たとえ出訴期 間内に訴を提起しても、被告とすべき行政庁が不明確等のため被告を誤つた場合に は、改めて被告適格を有する行政庁を被告として新訴を提起し直さなければならな いのであるが、その時には既に出訴期間を経過し、結局裁判による救済を得られな い場合が往々あることを顧慮し、これを救済せんがためである。従つて、右特例法 第七条の規定によつて被告の変更が許されるのは、行政処分の取消又は変更を求め る訴に限るのである。しかるに、本件国家賠償請求の訴は、行政処分の取消又は変更を求める訴でないことは勿論、私法上の権利関係に関する通常の民事訴訟であつ 特例法の対象である公法上の権利関係に関する訴訟でさえないのであるから、 本件国家賠償請求の訴にあつては、右規定によつて被告を変更することは許されな い。しかも、本件被告変更の申立は、訴を国家賠償請求の訴に変更し、 訴について被告を誤つたことになるので、特例法第七条第一項本文の規定によつて 被告を変更するものと解せざるを得ない。そうすれば結局控訴人は、外務大臣を被告として国家賠償請求の訴を提起し、外務大臣に被告適格がないことを理由として 被告を国に変更することに帰するのであるか、控訴人が同一書面をもつて右訴の変 関係は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、ないであり、というべきであり、、というべきであり、、空話人は、、右手において被告を誤っていることを知悉していたものというべきであり、、空話人は、、右訴において被告を誤ったことについて故意又は少くとも重大な過失があったものというべきである。従って本件被告の変更の申立は特例法第七条第一項但書に規定する場合に該当するので許されない。されば、、空話人の被控訴 人国に対する本件訴は不適法な訴として却下さるべきである、と述べた。

理由

〈要旨〉まず控訴人の本件被告変更の適否について考えるに、控訴人が従前外務大 臣を被告として、旅券発給拒否処</要旨>分の取消を求める行政訴訟を提起していた ところ、控訴審たる当裁判所に至り、右訴を損害賠償請求の訴に変更するととも に、被告を外務大臣から国に変更したものであるが、右被告の変更は違法である。 けだし、訴の提起により訴訟が裁判所にけい属した後は、特別の規定がないかぎ り、原告はみだりに相手方たる被告を変更することは許さるべきでないこと固より当然のことであつて、わが民事訴訟法においては、原告に相手方たるべき被告を変更する権利を認めた規定は一も存在しない。ただ同法第七二条、第七四条、第二一六条等の如き権利義務の承継又は訴訟承継を生ずる場合に被告の変更を来すことを 認めるにすぎない。同法第二三二条の訴の変更は、その規定からも明らかなように、請求又は請求の原因を変更することであつて、当事者を変更する場合を包含し ない。控訴人の本件被告の変更はなんら権利義務の承継又は訴訟の承継を来すべき 場合にも該当しないので、民事訴訟法上当然に被告の変更をなしうる旨の控訴人の主張は理由がない。しからば、行政事件訴訟特例法の規定によつて本件の被告の変更が許されるかというに、これ亦消極に解する外ない。思うに、外務大臣の処分の取消を求める訴は同法第二条の訴であり、損害賠償請求の訴は通常の民事訴訟で、公法上の権利関係に関する訴訟できない。とは明白である。又有特例法第十条は 取消を求める計は同広第一末の計とのう、頂音知園間不の計は歴中の八字的場と、 公法上の権利関係に関する訴訟でもないことは明白である。又右特例法第七条は、 被控訴人の主張するとおり、その立法趣旨からして同法第二条の訴についての規定 である。これを前提として、試みに本件の請求の変更と被告の変更とが観念上何れ が先行するかによつて考えてみるに、先ず被告を外務大臣のままとして請求を損害 賠償の請求に変更したものとすれば、それは既に通常の民事訴訟であつて特例法第 二条の訴ではないから、同法第七条の適用左受けるべき訴訟ではなくなり、被告を 変更することはできない。次に、外務大臣の処分取消の請求はそのまま維持しなが 被告を先ず国に変更した上、請求を損害賠償に変更する途があるかというに これ亦許されないであろう。何となれば、外務大臣の処分の取消を求める訴の被告 は外務大臣が正当であり、被告に誤りはないから、被告の外務大臣を国に変更する ことは許されないからである。更に、請求の変更と被告の変更とを観念的に同時にするものと考えると(本件の場合控訴人はその趣旨を以て申立差したものと解せられる)、やはり請求の変更により損害賠償請求の訴となり、特例法第二条の訴では なくなるから、同法第七条の適用を見るべき余地はないと考えられる。いずれにし ても、要するに本件の如き処分の取消の請求を損害賠償の請求に変更すると共に被 告を行政庁から国に変更することは特例法の規定によつては許されないと判断する の外ない。なお本件損害賠償の請求は外務大臣の処分取消の請求と関連することは 明らかであるから、特例法第六条の規定により、この二箇の請求を併合訴訟とする ことは許されるであろう。併しこの二箇の請求の訴の被告たる者は何人であるべき

以上の理由により、控訴人の本件被告の変更は違法であるから、被控訴人国に対する控訴人の本訴は不適法として却下せらるべきものである。

よつて従前の被控訴人たる外務大臣に対する請求について判断する。

控訴人は、本訴において控訴人のしたアジア大平洋地域平和会議参加のため中華人民共和国行き旅券発給申請に対し、被控訴人外務大臣のした拒否処分の取消を求めるものであるが、右会議は既に昭和二七年一〇月一三日終了したことは控訴人の自ら認めるところであるから、たとえ控訴人は勝訴の判決を受け、右拒否処分が取消されたとしても、控訴人はもはやその申請にかかる旅券の発給を受けるに由ないものである。従つて、控訴人はもはや本件行政処分の取消を求める法律上の利益を失つたものといわなければならないから、控訴人の本訴請求は失当たるを免れなられば、原判決が控訴人の請求を棄却したことは結果において当審の見解と合致し、結局正当であるから、民事訴訟法第三八四条により本件控訴を棄却すべきものとする。

よつて、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条第九五条を適用し、主文のと おり判決する。

(裁判長判事 角村克己 判事 菊地庚子三 判事 吉田豊)